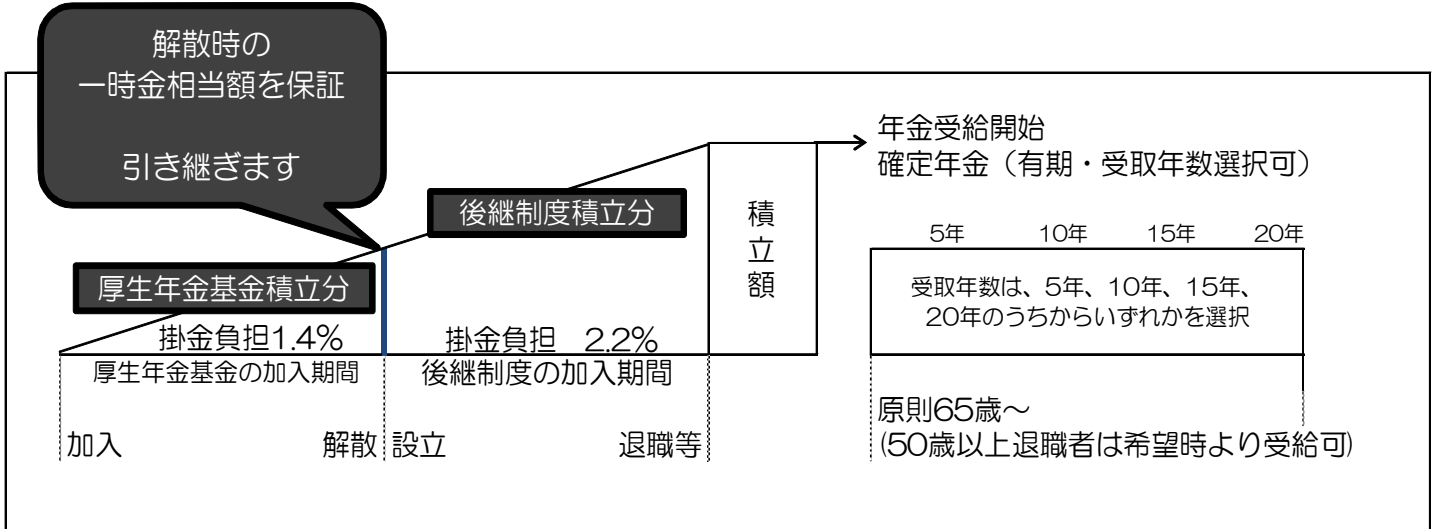
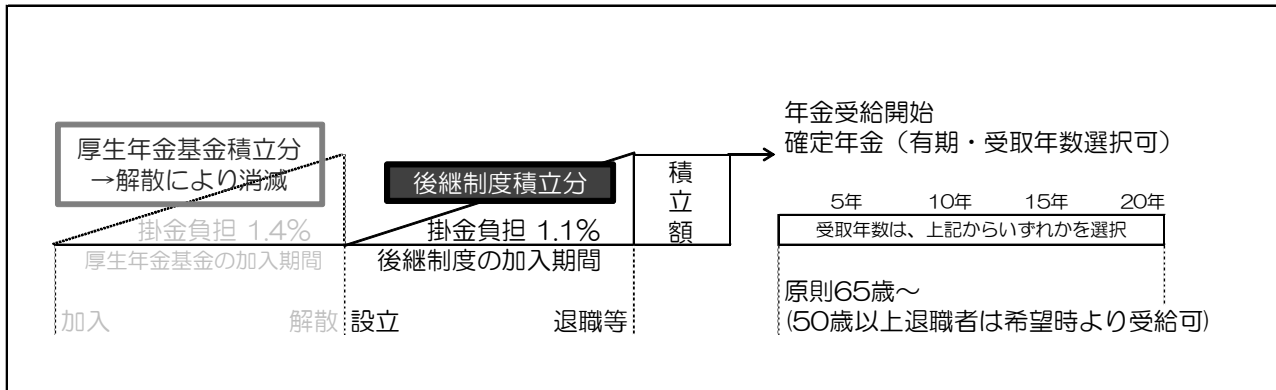


後継企業年金基金の制度概要

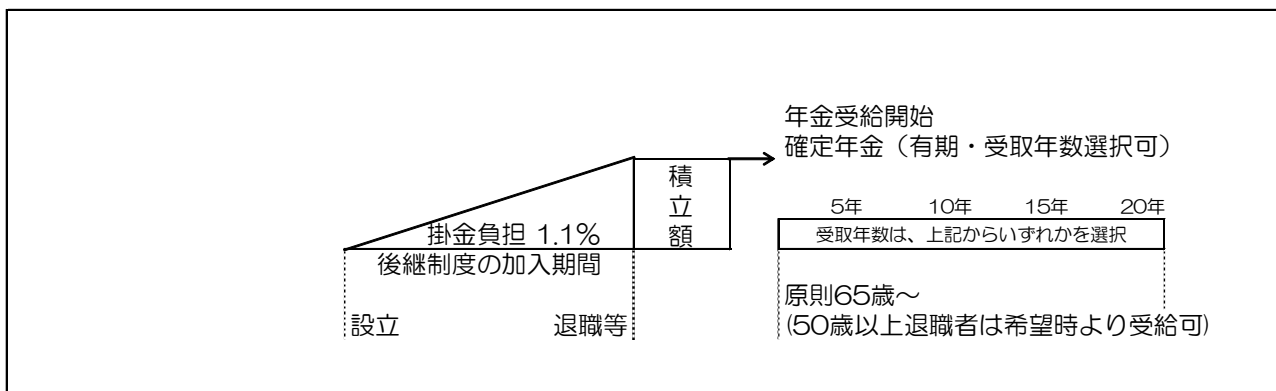
後継制度に過去分を引き継いでご加入の場合



後継制度に過去分を引き継がないでご加入の場合



(当厚生年金基金に加入していない事業所が) 新規でご加入の場合



後継制度に移行後の掛金と給付のしくみ

- ① 厚生年金基金解散時の加算給付(一時金相当額)を保証し、後継制度に引き継ぎます。
- ② 掛金を0.8%増額させていただきます。(掛金率を1.4%→2.2%へ)
当基金は、設立以来掛金の引上げを実施したことはありません。他の厚生年金基金の平均掛金率は2.5%であり、これまで他基金に比べ低い掛金水準で運営を行ってまいりました。他基金と比較すると、一人当たり月額2,420円(報酬月額22万円)、15年間で約43万円の違いとなります。
- ③ 代行給付分の掛金及び給付の支給義務は国に移り、代行給付の上乗せ分は引き継ぎません。

厚生年金基金の加算給付を引き継がずに加入(又は新規に加入)することも可能です。この場合、掛金率は1.1%となります。

後継制度に加入すると

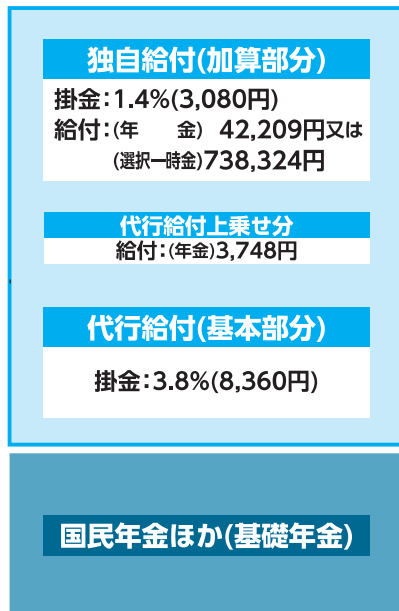
- 厚生年金基金のこれまでの加算給付の受給権を保全できます。(高齢化社会における老後の生活資金の一部になります。)
- 退職金制度において、内枠として上乗せ給付を引き続き利用できます。(退職間近の加入者が多数いる場合はメリット大。)
- 今までどおり損金算入しながら、社外積立として退職金の事前準備(費用の平準化)が図れます。

現在の仕組み

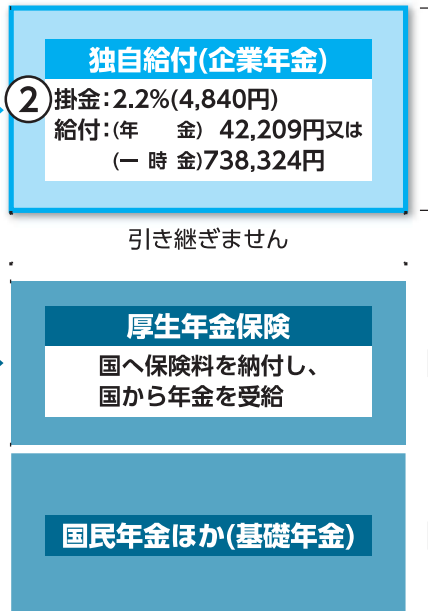
後継制度の仕組み

後継制度に移行する

厚生年金基金制度



後継制度(確定給付企業年金基金)



① 積立分引き継ぐ

③ 基金から国へ

変わらず国から

後継制度に移行しない場合には独自の給付・掛金とも消滅します

引き継ぎません

報酬月額22万円(当基金の加入員で最も多い報酬月額水準)の場合の掛金額を()内に掲載。基金の掛金は全額事業主が負担。給付は受給している者の平均額を掲載。

増加する掛金額(厚生年金基金の掛金額に対して増加する金額)

加入員一人当たり 報酬月額 × 0.8% = 増加掛金額(月額)

事業所全体 加算給与月額* × 0.8% = 増加掛金額(月額)

*基金のホームページに簡易計算出来る計算表を掲載しておりますのでご利用ください。

※毎月、事業主あて掛金納入告知書に同封してお送りしている「掛金増減計算書」の加算部分合計(当月末)欄に記載されている数値

後継制度(確定給付企業年金基金)の給付概要

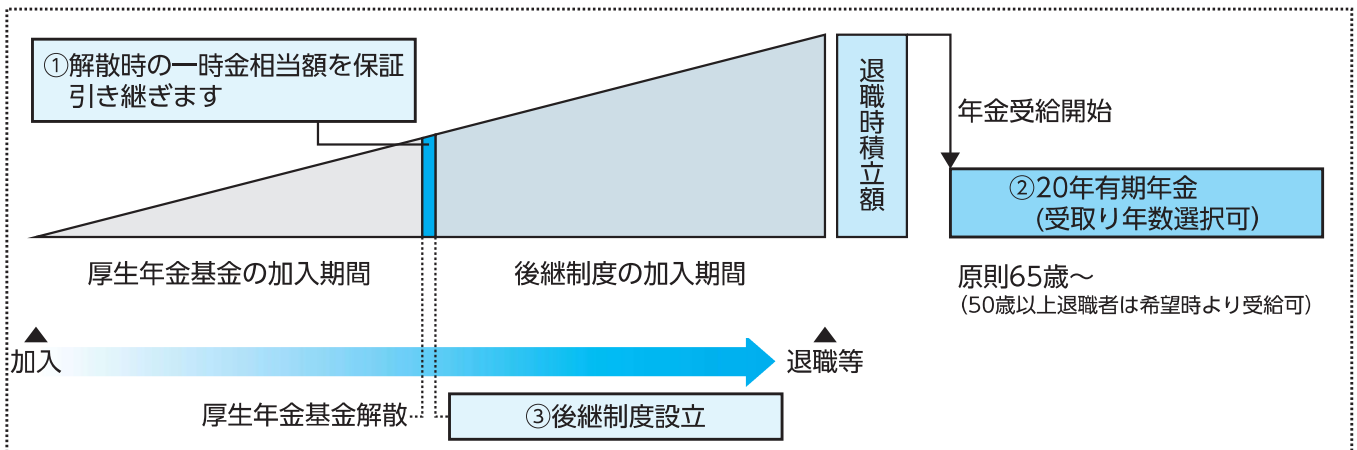
- ①厚生年金基金解散時の加入員毎の一時金相当額を保証し引き継ぎます。
また、後継制度に加入される事業所に勤めていた受給者・待期者も引き継ぎます。
- ②20年保証付有期年金(受取り年数(5年,10年,15年,20年)を選択できます。)
また、本人の希望により年金を一時金として受取ることもできます。
- ③後継制度の設立は平成28年 3月 を予定しています。

厚生年金基金の加算給付を引き継がずに加入(又は新規に加入)することも可能です。

給付をお支払いするための財政面の安定化

- 代行部分が切り離されることで、国の利回りとの競争(国の利回りの凹凸による財政への影響)がなくなり、後継制度独自のリスク許容度に合わせた資産運用が選択でき、財政に与える影響を限定的にすることが出来ます。また、有期年金(20年)にすることにより高齢化等による財政面での安定化が図れます。
- 予定利率をこれまでの4.1%から2.0%に変更することにより、リスクが低い資産運用が可能となり、多くの資産を元本保証の一般勘定で運用することで、より安定した運用が行えます。

後継制度(確定給付企業年金基金)の給付概要をイメージしたものです



給付の種類	加入期間	受給方法	支給開始	支給期間	保証期間
老齢給付	10年以上	年金 (一時金選択可)	原則65歳 (50歳以上退職)	20年 (期間の選択可)	20年 (期間を選択した場合は期間内)
脱退一時金	原則3年以上	一時金	退職時・65歳時	—	—
遺族一時金	原則3年以上	一時金	死亡時	—	—

※後継制度発足時に受給者・待期者として引継いだ者は、一部取扱いが異なります

▶▶▶モデル給付

30歳加入・後継制度設立時40歳の場合

年齢(歳)	期間(年)	報酬月額(千円)	老齢給付金(千円)	一時金(千円)
40	10	313	27	330
45	15	339	41	537
50	20	365	55	774
55	25	392	70	1,044
60	30	418	84	1,350
65	35	—	98	1,695